

顧問及び参与に関する内規

一般社団法人日本粉体工業技術協会

1. 各種会合に関する開催通知について

- 1-1. 総会及び定例会合（秋期）の開催通知は、顧問及び参与に送付する。
- 1-2. 理事会招集通知の送付は、次のとおりとする。
顧問には、招集通知書を送付する。
- 1-3. 技術情報交流懇話会開催案内は、顧問及び参与に送付する。
- 1-4. 連絡会議（分科会及び委員会・部門）の開催案内は、顧問及び参与に送付する。

2. 会合参加費及び旅費について

- 2-1. 総会及び定例会合に出席の場合
 - (1) 旅費（交通費、宿泊費及び出張手当を指す。以下同様）は、「国内出張旅費規程(2)」を適用して、事務局から支払う。
注：法人会員所属の顧問及び参与については、旅費及び参加会費の支給は行なわれない。
 - (2) コナゴンゴルフの参加費は、各自負担とし、参加会費については、協会負担とする。コナゴンゴルフが、水曜会、金曜会と併催される場合もこれに準ずる。
 - (3) 上記(2)の（参加会費の協会負担）は正副会長、専務理事にも適用する。
- 2-2. 理事会に出席の場合
旅費は、2-1項の(1)と同様とする。
- 2-3. 技術情報交流懇話会に出席の場合
 - (1) 参加費は、全額を協会が負担する。
 - (2) 旅費は、2-1項の(1)と同様とする。
- 2-4. 連絡会議（分科会及び委員会・部門）に出席の場合
旅費は、2-1項の(1)と同様とする。
- 2-5. 会友であっても顧問・参与経験者に対しては、コナゴンゴルフの参加会費、技術情報交流懇話会の参加費を免除し、協会負担とする。

3. 顧問及び参与の委嘱期限について

- 1) 顧問及び参与については原則として、1回の再任を限度とする。
但し、理事会が認めた場合は延長することができる。
- 2) 法人会員出身の顧問・参与は、退任後は会友へ移行する。

(附 則)

この内規は、理事会の承認を得た日から施行する。

(付 記)

平成12年11月21日 制定（理事会承認）

| | | |
|-------|-------|-------------|
| 平成23年 | 5月12日 | 一部改定（理事会承認） |
| 平成24年 | 3月16日 | 一部改定（理事会承認） |
| 平成24年 | 8月3日 | 一部改定（理事会承認） |
| 平成27年 | 5月14日 | 一部改定（理事会承認） |